



小出沼農村公園

〈 目 次 〉

理事長あいさつ・・・・・・・・・・	2	財産目録・・・・・・・・・・	5
令和4年第1回臨時総代会・・・・・・・・	3	長期借入金償還状況、賦課金(是認)一覧・・	6
令和3年度決算報告(収入・支出)・・	4	水土里ネット掲示板・・・・・・・・	7~10 (改良区からのお知らせ)

理事長 あいさつ



理事長

田澤伸一

新年明けましておめでと
うございます。組合員並び
に各関係機関の皆様におか
れましては、健やかに新春
をお迎えのこと、心からお
慶び申し上げます。また、
日頃より本区の業務運営並
びに事業の推進に多大なる
ご理解とご協力を賜り、心
より厚く御礼申し上げます。

参る所存です。

初めに、昨年の用水状況
についてですが、積雪量は多
かつたものの春先の好天によ
る早い雪解けや五月上旬か
らの少雨、平年より二十五
日も早い梅雨明けや八月三
日からの線状降水帯による
豪雨といった、異常気象に
よる最上川の水位変動があ
りました。河川管理者であ
る国土交通省酒田河川国
道事務所より「さみだれ大
堰」の調節を、迅速に対応
して頂き、計画取水量を確
保することができました。

また、農作業の実態に合っ
た水利権を、長年に渡り関
係機関に要望して参りまし
た。ようやく昨年それが
認められ、点検用水は四月
十六日から二十日、代掻用
水は従来十日間だったもの

を前後五日間延長し四月二
十一日から五月十日までの二
十日間になりました。これ
により規模の大きな組合員
の皆様にも安定した用水配
分が行われたと思います。

さて、本区では消費電力
と二酸化炭素の削減を目的
とし、平成二十七年より中
干期に揚水機場の時間運転
を実施してきました。昨年
は早い梅雨明けや電気料金
の大幅な値上げの影響もあ
りましたが、皆様のご理解
とご協力のもと節電を継続
して実施できたことに感謝
申し上げます。今後とも安
定した水の供給に努めなが
ら適切な用水調整を行い、
経費削減に努めて参ります。

組合員の皆様から要望が
多い「農地整備事業」につ
いては、事業を実施する場
合の要件が山形県より示さ
れ、ほ場整備等の「フル整備」
が可能な地区と、維持管理
の軽減に繋がる「部分的整
備」とを区分し、本区とし
ての事業実施要綱を早急に
決定して、事業に取組みた
いと考えております。

多くの皆様から要望のあつ

た草刈作業の負担軽減につい
ては、排水路溝畔を拡幅し
てトラクター等が入れるよ
うにし機械刈りが可能なよ
う工事を令和二年度から七
年計画で実施しております。
これまでに堀野排水路と宮
曾根排水路の整備を終え、
今後も各路線の整備を順次
計画的に進めて参ります。

次に、本区で取り組んで
いる主な事業について申し上
げます。

国営かんがい排水事業「最
上川下流左岸地区」は、異
常気象等による排水量の増
加や、施設の老朽化等の課
題を解消するため、排水系
統を再編し、既存五カ所の
排水機場の改修と一カ所(生
田)の新設、幹線排水路五
路線の改修を進めておりま
す。今年度は、毒蛇・中央

排水機場で令和五年四月の
稼働に向け、場内整備工事
や排水路の補修工事を行う
一方、大和排水機場では機
場の建設工事やポンプ等の
制作工事等を行い、令和六
年度からの稼働を目指して
おります。その他の機場につ
いても順次着工を計画して

おります。

「県営かんがい排水事業」
では、板西揚水機場の整備と、
二カ村堰、長沼堰、町堰、
廿六木堰の改修工事をそれ
ぞれ実施しています。

又、今年度より国営かん
がい排水事業の関連事業と
して新規採択された「県営
農村地域防災減災事業 最
上川下流左岸(京田川)地
区」では、家根合・西袋地
区の排水路三カ所に排水機
を設置するための実施設計
を行っております。

「県営農地整備事業」では、
今年度、常万地区は地下か
んがい工、西興野地区では
区画整理を施工し、狩川東
部地区については、事業採択
に向け、各関係機関との調
整を図っております。

結びに、国内外の情勢変
動により日常生活や営農活
動への影響が出ていますが、
役員一丸となりあらゆる
支出の再検討を通し組合員
の負担の軽減を図るよう努
めて参ります。本年も特段
のご理解とご協力を賜りま
すようお願い申し上げます。新
年のご挨拶と致します。

令和 4 年 第 1 回 臨時 総 代 会

去る令和 4 年 8 月 29 日、感染症対策に配慮しながら令和 4 年 第 1 回 臨時 総 代 会 を 開 催 いた した。総 代 現 数 54 名 の うち 51 名 が 出 席 し、議 長 に 立 川 地 区 選 出 の 小 野 寺 芳 昌 総 代 が 指 名 さ れ、田 澤 理 事 長 の 挨拶 後、下 記 議 案 が 慎重 審 議 さ れ 全 議 案 と も 原 案 通 り 承認、可 決 さ れ ま した。

【令和 3 年度】

承認事項

総 認 第 3 号 令和 3 年度 最 上 川 土 地 改 良 区 費 収 入 支 出 決 算 書、財 産 目 録、事 業 報 告 書 承認 について

報告事項

報 告 第 2 号 監 査 報 告 について

【令和 4 年度】

承認事項

総 認 第 3 号 最 上 川 土 地 改 良 区 職 員 給 与 額 及 び 支 給 規 程 の 一 部 改 正 について

総 認 第 4 号 最 上 川 土 地 改 良 区 職 員 退 職 給 与 額 及 び 支 給 規 程 の 一 部 改 正 について

議決事項

総 議 第 8 号 最 上 川 土 地 改 良 区 定 款 の 一 部 改 正 について

総 議 第 9 号 最 上 川 土 地 改 良 区 定 款 附 属 書 総 代 選 挙 規 程 の 設 定 について

総 議 第 10 号 最 上 川 土 地 改 良 区 定 款 附 属 書 役 員 選 挙 規 程 の 一 部 改 正 について

総 議 第 11 号 令 和 4 年 度 最 上 川 土 地 改 良 区 費 収 入 支 出 第 1 回 補 正 予 算 について



議長の小野寺芳昌総代



採決の様子

第 41 回 山 形 県 土 地 改 良 大 会

去る令和 4 年 10 月 31 日、山形テルサにおいて第 41 回山形県土地改良大会が行われました。今大会では、本区理事である齋藤英俊氏が、長年本区発展に尽力してきた功績が認められ山形県土地改良事業団体連合会会長表彰状を受彰いたしました。

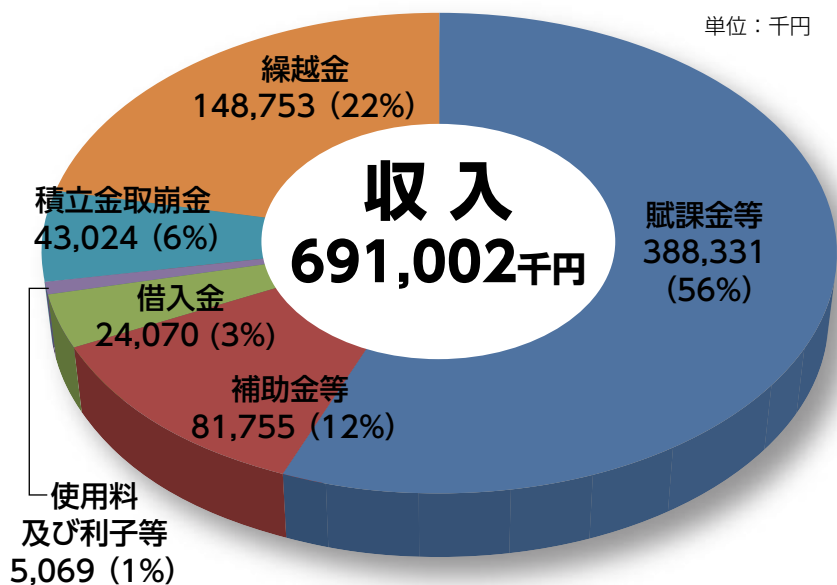


おめでとうございます！

略 歴

- 平成 19 年 4 月 最 上 川 土 地 改 良 区 総 代 (現 職)
- 平成 23 年 5 月 最 上 川 土 地 改 良 区 理 事 (現 職)
- 平成 25 年 5 月 県 営 ほ 場 整 備 事 業 常 万 地 区 協 力 会 会 長 (現 職)
- 平成 27 年 5 月 最 上 川 下 流 左 岸 地 区 国 営 土 地 改 良 事 業 促 進 協 議 会 環 境 検 討 部 会 長
- 平成 29 年 5 月 庄 内 町 都 市 計 画 審 議 委 員
- 令 和 3 年 6 月 庄 内 町 農 業 再 生 協 議 会 会 員 (現 職)

令和 3 年度 決算 報告 (収入・支出)

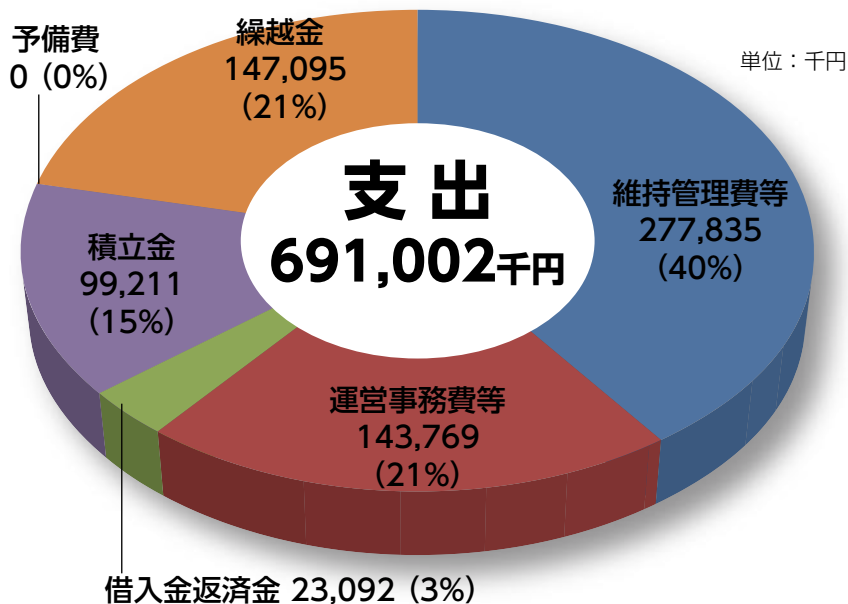


賦課金等	金額
賦課金	382,821
決済金	666
雑収入	4,844
※1 補助金等	81,755
補助金	49,783
交付金	0
受託料	31,972
負担金軽減助成金	0
※2 借入金	24,070
使用料及び利子等	5,069
他目的使用料	3,672
基本財産収入(配当金)	3
特定資産収入(利子)	1,361
固定資産売却	33
※3 積立金取崩金	43,024
繰越金	148,753
合計	691,002

※1 国縣市町からの補助金、受託料。

※2 常万地区ほ場整備事業、西興野地区ほ場整備事業の負担金に充てるため、日本政策金融公庫から借入れた借入金。

※3 県営水利施設整備事業への負担金、普通乗用車更新費用に充当。



維持管理費等	金額
工事費	191
維持管理費	150,067
適正化事業費	680
受託業務費	32,976
調査業務費	3,690
十六合地区維持管理事業費	9,138
家根合地区維持管理事業費	5,048
常万地区維持管理事業費	997
農業経営高度化支援事業費	250
地元交付金	2,400
国営・県営事業負担金	72,398
運営事務費等	143,769
運営事務費	130,053
事務所費	8,420
過年度支出	0
支払負担金	2,450
固定資産取得費	2,846
積立金取崩支出	0
※4 借入金返済金	23,092
※5 積立金	99,211
予備費	0
繰越金	147,095
※6 合計	691,002

※4 返済の資金は、賦課金と繰越金を充当。

借入先	借入事業名(借主)
日本政策金融公庫	県営排水対策特別事業(改良区)、県最上川(各工区)、県ば家根合(家根合地区)、県ば常万(常万地区)、県ば高田麦(高田麦地区)
JA庄内たがわ、JAあまるめ	県最上川(各工区)

※5 中長期計画に基づき、国営事業、県営かんがい排水事業の施工を予定しており、これら事業の負担金や事務所敷地内施設の改修、自動車購入時の支払い等に充てるため積立し、賦課金額に変動が無いようにしています。

※6 将来、県最上川地区の償還に充てるための資金が多く含まれるため、繰越金額の割合が大きくなっています。

財産目録

(令和4年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部	
科目	金額
1 流動資産	188,916,164
現金及び預金	132,527,585
未収賦課金等	2,526,576
※1 短期未収金	51,673,336
前払金	2,188,667
2 固定資産	2,106,271,217
(1) 有形固定資産	702,810,124
(2) 無形固定資産	68,609,803
(3) その他固定資産	1,334,851,290
① 基本財産	172,417,139
② 特定資産	1,139,617,165
各種積立金	1,138,417,165
適正化事業拠出金	1,200,000
③ その他資産	22,816,986
長期未収賦課金	3,449,619
建物共済積立金	17,207,146
備品	2,160,221
3 繰延資産	4,972,956
資産合計	2,300,160,337

負債の部	
科目	金額
1 流動負債	54,411,812
※2 未払金	36,380,334
預り金	726,415
※3 借入金	17,305,063
2 固定負債	647,261,544
※4 公庫資金等長期借入金	264,797,959
適正化事業拠出金未払金	0
各種引当金	382,463,585
負債合計	701,673,356

正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	1,598,486,981
正味財産合計	1,598,486,981

負債及び正味財産合計	2,300,160,337
------------	---------------

※1 短期未収金(51,673,336円)について

これは令和3年度の工事等に対する国・県・市町からの補助金・交付金・受託料などです。

※2 未払金(36,380,334円)について

これは令和3年度分の工事代金等で、令和4年6月末までに全額支払っています。

※3 借入金(17,305,063円)について

令和4年度内に返済する金額です。

※4 公庫資金等長期借入金(264,797,959円)について

令和5年度以降に返済する金額です。

長期借入金償還状況

令和 5 年 1 月 1 日 現在

(単位:円/10a)

区分		関係市町	令和 4 年度 賦課金	①令和 4 年度 公庫・農協 への 償還 元 利 金	②令和 4 年度 定時償還 (12月10日) 後の残元金	賦課 最終年度 (予定)	備 考
賦課別 事業別							
一般	県営排特事業		5,500	11	8	(R6)	一般賦課金から償還
ほ 県 場 最 上 川 地 区 備 区	8-4 事業区 堀野工区	庄内	0	3,857	7,458	R2	
	8-5 事業区 榎島工区	庄内	0	3,193	3,551	R1	
	11 事業区 余目南部工区	庄内 酒田	0	2,283	884	R1	
県営家根合地区ほ場整備		庄内	4,200	3,890	22,023	(R9)	
県営常万地区ほ場整備		庄内	3,500	100	170,485	(R27)	
県営西興野地区ほ場整備		庄内	4,000	22	56,448	(R30)	
県営高田麦地区簡易整備		庄内	0	39	69,191	(R17)	

※ 全工区・全地区共通事項

- ①滞納賦課金が多額になった工区は、賦課最終年度が延びることもあります。(ほ場整備事業の借入金は工区の責任で返済しております。)
- ②償還状況については繰上償還等により毎年数値が変動いたします。

※ 県営最上川地区ほ場整備事業

- ① 8-5 榎島工区、11 余目南部工区は令和元年度、8-4 堀野工区は令和 2 年度に賦課は終了しておりますが、それまでに納めて頂いた賦課金を償還金に充てております。
- ② 県営最上川地区ほ場整備事業でお借りしている償還金は元金のみ支払いになります。

※ 県営家根合地区ほ場整備事業

- ①個人で一括繰上償還を希望される方は②欄をおおよその支払額の目安にしてください。
繰上償還申し込みは毎年 7 月 31 日まで

※ 県営常万地区ほ場整備事業、県営西興野地区ほ場整備事業

- ①当 2 地区は、事業実施中のため、繰上償還はできません。また、今年度の償還は利息のみとなります。
- ②「②令和 4 年度定時償還後の借入残元金」には令和 4 年度借入分を含んでおります。
- ③賦課最終年度(予定)は償還期限(最長)にしておりますが、**促進費**が入った場合は短縮されます。

令和 4 年分 土地改良区賦課金(是認)一覧

(単位:円)

科 目	工 区 等		10a 当り賦課金	是認割合	10a 当り是認額
一 般 賦 課 金	A1, A3	管 内 全 域	5,500	100%	5,500
維 持 管 理 賦 課 金	B1, B3	十 六 合 地 区	2,500	100%	2,500
//	C1, C3	家 根 合 地 区	2,500	100%	2,500
//	L1, L3	常 万 地 区	3,000	100%	3,000
県 営 ほ 場 整 備 事 業 賦 課 金	F2	家 根 合 地 区	4,200	100%	4,200
//	J1	常 万 地 区	3,500	100%	3,500
//	J2	西 興 野 地 区	4,000	100%	4,000

* 令和 4 年分農業所得者の納税申告に必要な土地改良区賦課金の是認額計算につきましては上記を参照の上計算してください。

水・土・里ネット 掲示板

こんなときは届出をしてください！

- ◎ 農地の移動（賃貸借契約及び解約・売買など）
- ◎ 組合員の方が亡くなられたとき
- ◎ 組合員の住所・電話番号の変更
- ◎ 経営移譲をされたとき



『組合員資格得喪通知書』

※賦課金は毎年4月1日現在における土地原簿に記載された賦課地積に応じて負担します。移動等がありましたら速やかに『届出』をお願いします。遅れますと当事者間(貸手、借手)での清算となりますので御承知願います。

※賦課金とは、施設の維持管理費・運営事務費や事業の借入返済金などに充てるお金です。受益者は受益面積に応じて負担するというのが賦課金の仕組みです。

組合員資格得喪通知書

下記より組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

現資格者	氏名	京田川 太郎	㊟
新資格者	氏名	最上川 一郎	㊟

最上川土地改良区
理事長 田澤 伸一 殿

1. 資格得喪対象の土地

市・町	大字	字	地番	地目	用途	地積	㎡
酒田市	木川	梵天	76	田	田	231	
酒田市	木川	梵天	77	田	田	3,245	

【届出用紙記入例】

公共機関(市町村、農業委員会、法務局等)、農協等への手続きとは別に、土地改良区への届出(台帳等の修正の為)が必要となります。

- ◎ 田を転用する時
- ◎ 田を畑として利用する時
- ◎ 田が公共事業などで買収される時



『土地除外申請書』

※農地を地区除外される場合は、土地改良法の規定により土地改良区への申請と決済金の納付が義務づけられています。これらの手続きが行われないと、台帳から除外できない為、従来通り賦課金を支払うこととなりますので注意してください。

ご注意ください！

滞納賦課金（未納金）は新組合員が負担

農地の移動（売買・耕作者等の変更）があった場合、その土地に滞納賦課金（未納金）があると土地改良法第 42 条第 1 項（権利義務の承継）の規定により、変更があった土地の新組合員に承継され、滞納賦課金（未納金）を支払わなければなりませんので注意してください。

賦課金を滞納（未納）されている組合員の方へ

賦課金の未納が多くなれば土地改良区の運営に支障をきたします。組合員間の公平性を確保する為、滞納組合員には財産の差押等による滞納処分を執行せざるを得ませんので、ご理解とご協力をお願いします。

※滞納処分とは、賦課金を滞納している人（滞納者）の意思に関わりなく、滞納になっている賦課金を強制的に徴収するため、その人の財産を差押え換価し、滞納になっている賦課金に充てて完納させる一連の手続を言います。

令和3年度 地球温暖化対策取り組み結果



未来のために、いま選ぼう。

最上川土地改良区では、地球温暖化を抑制するために、脱炭素社会づくりに貢献する国民運動のCOOL CHOICE(クールチョイス)に取り組んでいます。

項 目	事 務 所						揚排水機場	
	購入電力	灯 油	都市ガス	ガソリン	軽 油	上水道	購入電力	A 重油
令和 2 年度 (A)	35,566 kWh	1,640 ㍓	23 Nm ³	4,734 ㍓	566 ㍓	445 m ³	2,346,357 kWh	12,000 ㍓
令和 3 年度 (B)	34,251 kWh	1,090 ㍓	26 Nm ³	3,927 ㍓	616 ㍓	384 m ³	2,567,605 kWh	0 ㍓
増減量 (B-A)	▲ 1,315 kWh	▲ 550 ㍓	3 Nm ³	▲ 807 ㍓	50 ㍓	▲ 61 m ³	221,248 kWh	▲ 12,000 ㍓
CO ₂ 排出量	▲ 2.2 kg	▲ 1,369 kg	6 kg	▲ 1,874 kg	131 kg		4.4 kg	▲ 32,516 kg

取組結果について

- ・揚水機場の電力は時間運転等の対策はしたものの前年比221,248kWh増加となりました。これは好天が続き、揚水機場の稼働が増えたことによるものです。
- ・事務所の電力は内装改修の効果により、前年比1,315kWh削減できました。

* 全組合員のご理解、ご協力の下で実施している、揚水機場の時間運転は電力量削減に非常に有効であることから今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

* 最上川土地改良区では引き続き、クールチョイスを通して環境に配慮した商品の購入や、エコ活動の推進に取り組んでまいります。

油漏れにご注意を!!

近年、本区管理水路への油流出事故が多発し、その処理に多大な労力を費やしております。排水路の水は下流のポンプで揚水され、再び農業用水として供給されます。これに油が混入し、作物が被害を受けた場合は補償問題にもなりかねません。また、油処理に掛かる費用は全額原因者負担となります。

* 車両等のオイル交換は所定の場所、方法で処理すること

* 油タンクの保管場所や管理に十分な注意を払うこと

を徹底して頂きますようお願いいたします。



水路への排雪



これから降雪量が多くなる時期にかけて、本区管理水路へ排雪する方が増えてきます。これにより、水路が塞ぎ止められ、雪融け時に水が溢れ出るなどの問題が毎年発生しています。

水路へは、雪を捨てないようにご理解とご協力をお願い致します。

令和 4 年 最上川土地改良区地域連携活動の記録

最上川土地改良区では、地域との連携を強めるべく、毎年様々な活動を行っております。令和 4 年度に行った活動をご紹介します。



活動の記録

R 4 . 9 . 21 庄内町立立川小学校（四年生）
北楯大堰についての学習会

R 4 . 5 . 25 庄内町立余目第一小学校（四年生）
家根合メダカの里米田植え体験

R 4 . 9 . 1 庄内町立余目第三小学校（四年生）
北楯大堰見学

R 4 . 9 . 21 庄内町立立川小学校（四年生）
北楯大堰についての学習会

R 4 . 9 . 21 庄内町立余目第一小学校（四年生）
家根合メダカの里米稲刈り体験

R 4 . 10 . 12 庄内町立余目第一小学校（四年生）
魚の学習会

R 4 . 10 . 16 風車村エコランド実行委員会
北楯頭首工他見学

令和 5 年度採用 施設管理員募集

経験のある方・ない方問わず、元気な方の応募をお待ちしております！

- 募 集 人 員 : 若干名
 応 募 資 格 : 最上川土地改良区管内に在住で概ね 67 歳までの健康な方
 勤 務 内 容 : 水路看視業務及び揚排水機運転業務
 受 付 期 間 : 令和 5 年 1 月 31 日（火）まで
 提 出 書 類 : 履歴書及び健康診断書を庶務係まで提出
 賃 金 : 日額 7,520 円
 採 用 時 期 : 令和 5 年 4 月中旬～令和 5 年 9 月中旬又は 11 月下旬



水利権の厳守について

来年度も、関係機関と協議の上、営農状況に合わせた取水を心がけますが、用水の均等配分・維持管理用水の適切な使用を行うために、**湛水直播に伴う早期代かき用水の対応や冬期湛水のための水配分は出来ません**ので、ご理解を頂きますようお願いいたします。



最上川土地改良区総代選挙のお知らせ

来る令和 5 年 4 月 14 日をもって、現総代の任期が満了となります。

これまで総代選挙は庄内町の選挙管理委員会による管理のもとで行われておりましたが、土地改良法改正により、今回の選挙から最上川土地改良区総代選挙規程に基づき、総代選挙を行います。

なお、当選人の数が定数に満たない場合は、規程により再選挙になります。

- ①選挙の公告日 令和 5 年 3 月下旬 (予定)
- ②選挙期日 (投票日) 令和 5 年 3 月下旬 (予定)
日程、及び詳細につきましては改めてご連絡致します。
※候補者が定数を超えない場合、投票は行いません
- ③選挙権と被選挙権
- 1) 選挙権 最上川土地改良区組合員名簿に記載のある組合員
※組合員資格者が死亡等によって交替しなければならない方は、変更手続きをして頂かないと選挙権がありませんのでご注意ください。
- 2) 被選挙権 最上川土地改良区組合員名簿に記載のある組合員で、以下の者は除く
・未成年者
・禁固以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの
- ④立候補及び候補者の推薦について
- 1) 届出期間 選挙の公告のあった日から二日間
午前 8 時 30 分～午後 5 時
- 2) 届出場所 最上川土地改良区 事務所
- 3) 届出書類
立候補する方 : 最上川土地改良区総代選挙候補者届
候補者を推薦される方 : 最上川土地改良区総代選挙候補者推薦届
※推薦届出は組合員 2 人以上が本人の同意を得て行ってください。

⑤各選挙区と総代定数について

選挙区	市町名	選挙区域	定数
第 1 区	庄内町	狩川 三ヶ沢 添津 千本杉 桑田 清川	10人
	酒田市	白ヶ沢	
第 2 区	庄内町	前田野目 福島 大真木 返吉 京島 新田目 南野新田 本小野方 吉方 境興屋 西袋 南興屋 中野 主殿新田	5人
第 3 区	庄内町	古関 南野 沢新田 連枝 赤淵新田 小出新田 堤新田 廻館	7人
第 4 区	庄内町	余目新田 堀野 常万 福原	4人
第 5 区	庄内町	吉岡 田谷 西小野方 大野 近江新田 島田 茗荷瀬 払田 生三	3人
第 6 区	庄内町	余目 廿六木 提興屋 楨島 平岡 榎木 千河原 跡	9人
	酒田市	竹田 山寺	
第 7 区	庄内町	高田麦 家根合 落合 宮曾根 杉浦 深川 久田 西野	5人
第 8 区	酒田市	新堀 丸沼 落野目 門田 局 木川 板戸	6人
第 9 区	酒田市	広野	1人
第 10 区	鶴岡市	長沼 八色木	4人
第 11 区	鶴岡市	添川 鷺畑	2人
合 計			56人

※ご不明な点につきましては、総務課へお問い合わせください。TEL: 0234-43-2255